

## 平成29年度 第26回 役員会議事要旨

日 時 平成30年3月14日（水） 10時28分～11時59分

場 所 学長室

出席者 学長，後藤理事，兒玉理事，寺本理事，和田理事，吉田理事

欠席者 なし

陪席者 佐々木監事，北村監事，只木教授

### 1 協議事項

#### (1) 平成31年度入学生からのPC必携化について

学長から，本件について，平成31年度入学生から，学修活動の活性化を目的として，PC等の情報端末必携化を実施するものである旨の説明があった。

次いで，只木教授から，アクティブラーニングやデータサイエンス教育に向けて，PC等の情報端末必携化により，教室において学生一人一人がデータ分析の実習を行うことが可能となる旨，調査の結果，平成29年度入学生の90%程度が可搬型のPCを所有している旨，大学在籍中に必要となるPCの処理能力および機能は，学科・課程・コースによって異なるため，適切な教育プログラムの単位毎に推奨仕様を定めることが現実的である旨の説明があり，協議の結果了承され，教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

### 2 審議事項

#### (1) 収益事業の実施について（工学系研究科）

学長から，本件について，工学系研究科からの「新たな収益事業の実施申請」に対し，事業実施の可否，還元の適否，還元率を決定するものである旨の説明があった。

次いで，財務課長から，平成30年4月2日から4月25日のうちの2日間，都市工学科・専攻主催による就職支援として，建設業界合同就職説明会を実施し，参加企業から参加費3万円を徴収し，概ね20社程度が参加すると考えられる旨，県内企業ならびに自治体等は，COC+事業もあるため，参加費は無料とする旨の説明があり，審議の結果，了承された。

### 3 協議事項（続き）

(2) 教育研究院の設置に伴う関係規則等の新規制定及び一部改正について

学長から、本件について、平成30年2月28日の役員会における国立大学法人佐賀大学教育研究院規則をはじめとした上位規則等の新規制定及び一部改正に次いで、関係規則等について、新規制定及び一部改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、総務課長から、教育研究院の設置に伴う関係規則等176本について、新規制定及び一部改正を行うものである旨、各戦略室規則をはじめとした主要な規則等については、役員会等における審議を経て学長制定とすることとし、それ以外の規則等については、教育研究院の設置に伴う軽微な文言の整備が中心となることから、学長決裁をもって制定することとする旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会、経営協議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(3) 国立大学法人佐賀大学ハラスメント等防止規則の一部改正について

学長から、本件について、現行規則では、苦情相談から解決までの手続きにおいて時間を要しているため、手続き等の見直しを図り、一部を改正するものである旨の説明があった。

次いで、総務課長から、委員長の下に検討部会を設け、解決に向けた対応方法を検討及び事実確認を行い、部局に対し解決のための措置要請を行えることとする旨、案件の内容によっては、調査委員会の設置をいち早く行えるようにし、委員会で結論を得るまでの手続きの簡素化を図る旨、教員組織再編に伴う所要の改正を行う旨、性的志向、性自認に関する偏見に基づく言動をセクシュアル・ハラスメントに含むものとして定義する旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(4) 平成30年度国立大学法人佐賀大学年度計画（案）について

学長から、本件について、国立大学法人法第35条において読み替える独立行政法人通則法第31条の規定により年度計画を作成し、文部科学省に届け出するものである旨の説明があった。

次いで、企画評価課長から、平成30年度佐賀大学年度計画の特徴を中心に説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会、経営協議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(5) 改組に伴う入学定員の変更について

学長から、本件について、平成31年4月実施予定の改組に伴う入学定員の変更による運営費交付金等の影響額について協議するものである旨の説明があった。

次いで、企画評価課長から、改組の概要について、地域を活性化し、地方創生をけん引できる人材の育成を目指すために学部を再編すること、地域創生をけん引するニューリーダーを育成するために研究科（博士前期課程、修士課程）を再編すること、今回の改組に伴う入学定員の減により、収入影響額が単純計算で完成年度においては約53,878千円見込まれるものの、本学の強み・特色を伸ばすとともに、地方創生という大きな役割を果たすための構想であるため、本構想をベースとして文部科学省へ設置申請を行うものである旨、再編による影響については、一層の経費削減、さらなる外部資金の獲得などにより、大学運営に与える影響を極力抑えていく方針である旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会、経営協議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(6) 平成30年4月1日における新たな教員組織の運営体制について

学長から、本件について、平成30年2月28日制定の「国立大学法人佐賀大学教育研究院の設置に伴う運営体制の整備に関する要項」に基づき、教育研究院の初代の役職者等の体制を示すものである旨の説明があった。

次いで、後藤理事から、平成30年4月1日からの新たな教員組織を運営するにあたり、理事（総括、企画・総務担当）が調整を行い、暫定候補者のリストを示すものである旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(7) 定年年齢を超えて無期労働契約へ転換する職員に対する雇用期限の規定について

学長から、本件について、平成30年4月1日以降、無期労働契約への転換申込みが可能となることから、定年年齢を超えて雇用される職員が無期労働契約に転換した場合の雇用期限について規定するものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、平成25年4月1日に改正された有期労働契約法により、平成25年4月1日から同一の利用者との有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換することができることとなった旨、平成30年4月1日以降、無期労働契約への転換申込みが可能となることから、定年年齢を超えて雇用される職員が無期労働契約に転換した場合の、雇用期限について規定するものである旨、また、パートタイムの特任教員について多様な勤務形態に対応するために所要の改正を行う旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(8) ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントに係る有期労働契約の契約期間の取扱いについて

学長から、本件について、教育的及び処遇面における配慮から、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントを有期労働契約の契約期間の上限を定める規定の適用除外とするものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、現在、大学院生がティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタントに採用される場合、採用日以前に、本学と雇用契約を結んでいた場合、平成25年4月1日以降の最初の契約日を起算日として、通算して5年の契約期間があった場合はティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタントとして採用することができない（6か月のクーリング期間を置けば可能）ため、教育的及び処遇面における配慮から、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントを有期労働契約の契約期間の上限を定める規定の適用除外とするものである旨、また、ティーチング・アシスタント制度の目的に鑑み、その選考にあたって年齢制限を設けるものである旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(9) 国立大学法人佐賀大学における役職員の再就職等の規制に関する規程の様式の一部変更について

学長から、本件について、改正令による改正に伴い、役職員が離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合に国立大学法人等の長に届出をしなければならない事項を追加するものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、今般の国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令により、国立大学法人等役職員は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、別記様式第2号（第6条関係）に掲げる1から8までの事項に加えて、再就職の約束をした日以前の本学役職員としての在職中において、再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日、再就職先の名称及び連絡先、離職後の就職の援助の3つの事項を記載した書面により、国立大学法人等の長に届出をしなければならないとした旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(10) 国立大学法人佐賀大学情報戦略本部規則等の見直しについて

学長から、本件について、国立大学法人佐賀大学情報戦略本部規則の廃止、国立大学法人佐賀大学情報企画委員会規程の改正、及び国立大学法人佐賀大学情報セキュリティ及び不正アクセス防止に関する規則の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、情報管理課長から、国立大学法人佐賀大学情報戦略本部規則

の廃止について、本規則の目的である情報戦略の基本方針は、既に策定されていること、当本部の構成員は、学長・理事等で組織されており、当本部会議の審議事項は、役員会でも報告されていること、当本部の下に、情報企画委員会を設置しており、実質的には、情報企画委員会で検討を行っていることの3点に基づき廃止する旨、国立大学法人佐賀大学情報企画委員会規程の改正について、国立大学法人佐賀大学情報戦略本部規則を廃止することに伴い、本規程を規則として整備するとともに、委員の一部見直しをするために、所定の改正を行う旨、国立大学法人佐賀大学情報セキュリティ及び不正アクセス防止に関する規則の改正について、本規則制定後、見直しが行われていないことから、現状にあった内容・用語にするとともに、情報担当理事（CISO）の役割を明確にするため、所要の改正を行う旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(11) 平成28年度剰余金の繰越承認に係る目的積立金及び事業計画について

学長から、本件について、文部科学大臣の繰越承認を受けた平成28年度の剰余金について、本学の目的積立金とし、事業計画を決定するものである旨の説明があった。

次いで、財務課長から、平成29年6月29日付けで文部科学大臣に申請していた翌事業年度への繰越について、平成30年1月29日付けで、損益により生じた利益1,090,459,292円の全額が文部科学大臣の承認を受けたことから、「国立大学法人佐賀大学の目的積立金の取扱いについて」に基づき目的積立金とし、部局から目的積立金の使途に沿って提出があった目的積立金の事業計画について、教育・研究充実積立金として、教育研究プロジェクトの実施及び設備整備等に47,569,169円、附属病院充実積立金として、附属病院再整備に係る施設整備に1,042,890,123円を承認する旨の説明があり、協議の結果了承され、経営協議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(12) 「平成30年度予算編成における財務戦略について（案）」及び「平成30年度国立大学法人佐賀大学収入・支出予算（案）」について

学長から、本件について、本学の平成30年度予算編成における財務戦略及び平成30年度収入・支出予算を策定することを目的とするものである旨の説明があった。

次いで、財務課長から、今回、平成30年度国立大学法人佐賀大学収入・支出予算の策定にあたり、平成30年度の財務戦略を踏まえ、学内資源の最適化に重点的に予算を措置するものとし、具体的には、平成30年度の予算の配分については、平成29年度予算に引き続き、最適化を図る観点から学長裁量経費を「学長裁量定数経費」（ヒト）、「設備

整備関連事業」(モノ)、「評価反映特別経費」(カネ)、「スペースチャージ料見合事業」(スペース利用)及び「大学経営戦略実行経費」に区分し資源を投資するなど、全体としては検証結果を踏まえたものとし、平成30年度に重点的に取り組む事業を反映した予算(案)を編成する旨の説明があり、協議の結果了承され、経営協議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(13) 平成30事業年度 長期借入金の償還計画の認可申請について

学長から、本件について、平成30年度において、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構からの長期借入金の償還を行うことを目的とするものである旨の説明があった。

次いで、財務課長から、附属病院再整備のための、平成29年度までの独立行政法人大学改革支援・学位授与機構からの長期借入金について、国立大学法人法第34条に基づき、長期借入金の償還計画に係る認可申請書を文部科学大臣宛提出するものであり、平成30年度における長期借入金の借入予定はない旨の説明があり、協議の結果了承され、経営協議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(14) 平成30年度学長裁量経費(施設整備関連経費)の選定について

学長から、本件について、平成30年度の学長裁量経費により実施する営繕事業について選定するものである旨の説明があった。

次いで、環境施設部長から、111事業(1,195百万円)について、「法令等からの必要性」、「危険度、緊急度、老朽・劣化度」、「環境・省エネに配慮した施設の改善」、「全学的視点(施設有効活用)」の4つの評価軸、部局優先順位により評価し、原案を作成し、事業を選定する旨の説明があり、協議の結果了承され、経営協議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(15) 大和町宿舎の整備計画の変更について

学長から、本件について、平成29年3月22日の役員会で決定した大和町宿舎の整備計画を1年程度延期するものである旨の説明があった。

次いで、環境施設部長から、事業への参入に前向きな事業者が1社あるが、資金調達の面から事業収支計画について見直し中であり、計画を1年程度延期する旨、先行して2棟の廃止を実施し、年間約130万円の固定資産税を削減する旨の説明があり、協議の結果了承され、経営協議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(16) 「副専攻プログラム」の編成に伴う佐賀大学学則等の一部改正について

学長から、本件について、複眼的思考を培う学生を育成するために、「副専攻プログラム」を編成、実施することに伴い、学則等の一部改正

を行うものである旨の説明があった。

次いで、兒玉理事から、平成30年度から、地域志向など複眼的思考を培う学生を育成するために、「副専攻プログラム」を編成し、実施する旨、「副専攻プログラム」の運用開始後も、引き続き、学生に必要なプログラムを検討し、運用を拡大する旨、「副専攻プログラム」実施状況を検証しながら、必要に応じて改善し、実施する旨、学則の一部改正に伴う全学共通の教育プログラムに関する規程の一部を改正する旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(17) 各学部及び各研究科規則の一部改正について

学長から、本件について、成績の評語（評価）（秀・優・良・可・不可）により難しい授業科目については、合又は否の評語をもって表すこととされていることから、各学部及び各研究科の関連規則について、一部改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、教務課長から、各学部及び各研究科の関連規則について、成績の判定に当たり、成績の評語により難しいと佐賀大学教育委員会が認めた授業科目においては、合又は不可の評語をもって表すことができるものとし、合を合格とし、不可は不合格とする一部改正を行う旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(18) サイバー大学との単位互換について

学長から、本件について、本学学生に対し、教育内容の充実及び修学機会等の拡大を図ることを目的として、サイバー大学との単位互換協定書及び授業科目提供に関する契約書を締結するものである旨の説明があった。

次いで、兒玉理事から、本学学生が、PC・タブレット・スマートフォンなどでサイバー大学のe-Learning科目を履修し、本学において単位認定を行うことによって、教育内容の充実及び修学機会等の拡大を図る旨、サイバー大学の正科生以外の学生に対し通常請求される料金（授業料、入学検定料及び学籍管理料その他費用）のうち、入学検定料を免除した料金（授業料等）について、本学が学生からとりまとめ、サイバー大学に入金する旨、サイバー大学は、ソフトバンクグループ株式会社が2007年に設立した、インターネット上で高等教育が受けられる日本で最初の4年制大学であり、卒業までの通学が一切不要で、すべての授業は「いつでも」受講できる、いわゆるオンデマンドによる視聴形式をとっており、現在、千葉工業大学及び帝京平成大学と単位互換協定を締結しており、国立大学法人では初の単位互換締結となる旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議するこ

ととなった。

(19) 佐賀大学全学教育機構規則の一部改正について

学長から、本件について、全学教育機構において、副専攻プログラムの実施、大学院教養教育の支援及び生涯学習の実施を行うことに伴い所定の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、教務課長から、佐賀大学全学教育機構規則第2条及び第3条に大学院教養教育の支援及び生涯学習の実施を明記し、第2条の2で副専攻プログラムを含め、用語を定義する旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(20) 温州大学との大学間学術交流協定の締結について

学長から、本件について、本学及び温州大学間において、大学全体で学術交流を推進するため、大学間学術交流協定を締結するものである旨の説明があった。

次いで、国際課長から、平成28年9月に農学部と生命与環境科学学院が、平成29年2月に工学系研究科と建築工程学院が学部間学術交流協定を締結し、現在共同研究を中心に交流を行っている旨、平成29年10月より半年間、農学部がSPACE-Eにおいて2名の温州大生を受け入れ、同じく平成29年10月より、工学系研究科博士後期課程に温州大生1名を受入れた旨、温州大学には佐賀大学に留学を希望する学生が多く、強みとする研究分野も重なることから、大学間協定が締結されれば、他学部でも活発な学生交流・研究者交流に発展することが期待されるため、大学間の学術交流協定の締結を提案する旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(21) 佐賀大学学則の一部改正について

学長から、本件について、佐賀大学医学部医学科における入学定員増の延長措置に伴い、学則の所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、医学部事務部長から、佐賀大学医学部医学科の入学定員については、平成21年度に「緊急医師確保対策」により2名の臨時定員増及び「経済財政改革の基本方針2009」により3名の恒久定員増を、平成22年度には「経済財政改革の基本方針2009」により6名の臨時定員増を実施した旨、平成21年度の「緊急医師確保対策」による2名の臨時定員増は平成29年度を期限としていたが、文部科学省へ申請していた平成31年度までの期限を付した再度の入学定員増が認められたことに伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。



- (22) その他  
特になし。

#### 4 報告事項

- (1) 平成29年度佐賀大学学位記授与式及び平成30年度佐賀大学入学式の  
挙行について  
総務課長から、平成29年度学位記授与式は平成30年3月23日  
(金)午前10時から、平成30年度入学式は4月3日(火)午前10  
時から、それぞれ佐賀市文化会館で行われる旨の報告があった。

- (2) その他  
特になし。

#### 5 その他

特になし。

以 上